



Gender and Armed Forces: Internalisation of International Norms in the Japanese Self-Defence Forces

Ninic, Slavica

(Degree)

博士 (政治学)

(Date of Degree)

2021-09-15

(Date of Publication)

2024-09-15

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲第8123号

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D1008123>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



博士学位論文

内容の要旨および審査結果の要旨

氏 名	ニニッチ スラヴィツァ NINIC SLAVICA
学位の種類	博士(政治学)
学位授与の要件	神戸大学学位規程第 5 条第 1 項該当
学位論文の題目	Gender and Armed Forces: Internalisation of International Norms in the Japanese Self-Defence Forces
審 査 委 員	主査 教授 栗栖薫子 教授 増島 建 准教授 松村尚子

軍事組織は他の政府機関とは異なる特殊性を持つが、それでも特に民主主義諸国における軍隊もまた社会の中に位置付けられ、社会の規範や価値を反映せざるをえないことが軍事社会学者らによって指摘されてきた。日本の自衛隊も他の民主主義国における軍隊と同様に社会の規範や価値のなかに埋め込まれている。これに加えて、第二次世界大戦の軍国主義の歴史の経験から憲法上も日本社会による受容という意味でも、自衛隊の位置づけは曖昧であった。このことは、自衛隊は市民からのより広い支持を与えることが必要とされてきたことを意味している。

ニニッチ氏による本博士学位請求論文は、日本の安全保障部門、なかでも自衛隊におけるジェンダー平等規範(gender equality norm)の導入と普及をテーマとする。日本は第二次世界大戦後の憲法上の規程、1985 年の女子差別撤廃条約の批准などを通して、ジェンダー平等の国際的な規範をとり入れてきた。本論文は、自衛隊におけるジェンダー政策——特に女性の採用と登用をめぐって——の形成過程について、自衛隊設立から 2015 年までの期間を分析対象とし、国際的なジェンダー規範が、どのような影響をもたらしたのかを研究設問として分析を行った。具体的には、国際的なジェンダー平等規範が自衛隊にどのようなメカニズムを経て導入されてきたのか、日本国内での規範の内在化プロセスは自衛隊のジェンダー政策にどのような影響を及ぼしたのか。これらが本研究の追究する問である。

本論文は、前述の研究の問を解明するために、主として定性的な手法を用いた。実証面での一次資料としては、政府資料、国会議事録、メディア報道に加えて、政策決定にかかわった政治家、官僚、自衛隊員、NGO スタッフ、法曹関係者への詳細な半構造化インタビューを行い、分析に活用している。

本論文の構成は以下の通りである。第 2 章では、ジェンダーと軍事組織に関する先行研究についての詳細な検討を行ったうえで、理論的な先行研究の分析を行っている。自衛隊における女性の採用・登用の要因として、経済的な有用性、技術的な発展、より優れた男性隊員を採用するための社会におけるイメージの改善といった、合理的な要因が先行研究において指摘されてきたが、これらのみでは説明することは不可能であると著者は論じている。そのため、自衛隊におけるジェンダー政策の変化の説明において、本論文は、国際規範の影響に着目する。

国際規範の国内社会や組織への導入に関しては、国際関係論におけるコンストラクティビズムの分析手法を適用し、A. Acharya らによる規範の現地化モデル(localization model)に基本的には依拠しつつ、新しい分析概念を導入することで同モデルをさらに精緻化している。著者があらたに分析に加えた概念は、「accumulation of enabling factors」「norm sedimentation」「“phasing out” of norms」である。「accumulation of enabling factors」とは、現地規範に対して、外来規範を現地アクターが採用する可能性を高めるような中長

期的な漸進的な累積的条件である。「norm sedimentation」とは、反復的な概念使用、組織における制度化、新しい手続きや実践の履行などを通じて、現地アクターが新しい規範の内容に徐々に慣れていく過程である。この過程において、現地化——国内社会や組織の実態との統合化、すなわちフレイミング、借用、接ぎ木、剪定、収斂——が進行することがある。「phasing out」は、こうしたプロセスを通じて、旧来からの現地規範が使用されなくなる過程を指す。

第3章では、ジェンダー平等規範の構成要素を、差別的平等、機能的平等、完全な平等に3分類したうえで、それらが歴史的に日本政府や社会においてどのように現地化の過程——剪定や選択——を経て、導入され制度化されてきたのかを分析している。本論文では、日本社会全体におけるジェンダー規範の選択的受容や普及状況と、自衛隊におけるジェンダー規範の導入と実施という二つのレベルを設定し、前者による後者への影響の可能性を分析している。第4章は、本論文の中心となるべき、自衛隊についての事例分析を行っている。前半では、自衛隊におけるジェンダー平等規範の導入メカニズムと要因を説明している。後半では、セクシャルハラスメントの事例をとりあげ、ジェンダー平等規範の履行状況についての批判的な分析を行っている。

日本政府は、国際的なジェンダー平等規範をそのまま導入するというよりは、「現地化」の過程を通じて規範を内在化していった。外来規範（ジェンダー平等、男女平等）は、国内の規範的な階層性や政策的優先度（男尊女卑、良妻賢母、公序良俗、あるいは軍事的効率性）と収斂させる形でフレームされ、接ぎ木され、剪定されていった。その主要なアクターは政府であった。自衛隊における女性の役割についての日本政府や社会の認識は、時代を経て変遷してきた。自衛隊によるジェンダー平等規範の導入と内在化は、合理的な計算に基づく時期もあれば、社会化が重要な段階もあり、次期によって異なる複雑な要因と過程が観察された。

時代を経るにしたがって、1980年代半ばには女子差別撤廃条約の批准を経て、差別的平等規範は「phasing out」していった。日本社会において「男女共同参画」の履行、女性の地位の向上が進むにつれ、自衛隊をとりまく国内的な環境も大きく変化した。これは

「accumulation of enabling factors」の作用として説明され、自衛隊のジェンダー政策にも影響を及ぼした。さらに近年になると、国内で現地化されていた既存のジェンダー規範を超えて、自衛隊自身が国際的な基準としてのジェンダー平等規範を借用し利用したこともあった。このような自衛隊の認識や実践の変化を促した要因として、他の先進諸国との交流を通じた社会化が指摘されている。近年、国際的には国連などにおける女性、平和と安全保障（WPS）のアジェンダ化により、女性の安全保障部門への参画は国内問題にとどまらなくなっている。2000年代になると国連安保理決議でも紛争予防、平和維持、紛争解決、平和構築において、意思決定から実施までのすべての過程への男女の平等な参画が求められており、これは平和維持や平和構築に派遣される要員についても同様となっている。北大西洋条約機構（NATO）もまた上記のアジェンダを積極的に推進しており、日本の自衛隊は国連や NATO をはじめとする欧米先進諸国の軍隊との協力活動が増えるなかで、学習、

模倣を通じた社会化(socialization)を経験したのである。

これらの分析を総合し、著者は、今後の自衛隊とジェンダー研究においては、合理的行為者アプローチとコンストラクティビズムの双方をあわせた分析が必要となるであろうと結論づけている。

ニニッチ氏による博士学位請求論文“Gender and Armed Forces: Internalisation of International Norms in the Japanese Self-Defence Forces”は、軍事組織におけるジェンダー規範の導入と普及という問題について、日本の自衛隊を事例としてとりあげ、外来規範としてのジェンダー平等規範の導入と組織内での普及がいかなる要因によって、どのような過程で進行したのかを分析している。テーマの重要性、理論的貢献、実証性の3つの側面から以下に審査委員会による評価の概要をまとめる。

第一にテーマについてであるが、軍事組織におけるジェンダー規範の導入と普及については、社会学者らによる一連の研究 (Mady W. Segal 1995 Darlene Iskra et.al 2002, Gerhard Kummel 2002, Helena Carreiras 2006)などが代表的なものがあるが、これらは北米ならびにヨーロッパ諸国を題材とした研究である。対して、日本の自衛隊とジェンダーについての分析は極めて限られてきたため、ニニッチ氏による詳細な資料調査とインタビュー調査に基づく経験的分析は、それ自体が重要な学術的意義を有している。また、数少ない自衛隊についての貴重な先行研究もまた社会学のアプローチをとるものがほとんどであるが (Sabine Frühstück 2007; 佐藤文香 2004)、ニニッチ氏は国際政治学・国際関係論の分析概念やモデルを用いてこのテーマに取り組んでおり、極めて新規性が高いといえるであろう。本論文は、これらの先行研究についてのきわめて詳細かつ丁寧な検討を行ったうえで、本研究のテーマや分析手法についてのオリジナリティを打ち出している。

第二に理論仮説についてであるが、まず、上述の社会学者らによる一連の先駆的な研究は、主として国内要因に焦点をあてるものが多いのに対して、ニニッチ氏は国内要因の作用は認めつつも国際的な規範の影響の重要性を強調している。言い換えれば、軍事組織へのジェンダー規範の導入研究において、国際的な規範的要因が軽視されてきたことに対して新しい視座を提示したといえよう。

それでは、国際的なジェンダー規範は、どのような要因や経緯で国内の組織に導入され内在化されているのであろうか。本論文はこの問題についても、従来の仮説を補完する形で修正し、新しい理論的視座を提供しようとしている。国際関係論のなかで規範分析についての理論的視座を提供するコンストラクティビズムにおいて、国際的な規範の国内への導入と普及 (履行) については、Martha Finnemore and Kathryn Sikkink, Jeffrey Checkel などが、説得、合理的計算、社会化など複数のプロセスを通じた説明を行ってきた。これらの研究は、導入される規範的内容については所与として扱うのに対して、Amitav Acharya は、外来規範の内在化の段階において、国内エージェントによる抵抗、国内の慣行や規範との軋轢などを重視したモデルを提示した。本論文は、Acharya による「現地化」モデルの妥当性を高く評価しているが、さらに近年の Mona Lena Krook and Jacqui Trueらのモデルを踏まえて、規範の内容は固定されたものではなく、常に変化する可能性があ

ることも説明モデルに組み込んでいる。そのうえで、本論文のオリジナルな理論的貢献としては、内在化プロセスにおける「enabling factors」「norm sedimentation」「phasing out of norms」など、新しい分析概念を提示したことが挙げられよう。すなわち、既存の外来規範の現地化モデルに新しい段階を追加することにより、モデルの補完を試みたのである。

第三に実証面でのオリジナルな貢献としては、日本政府や自衛隊の一次資料、新聞などの報道資料、国会議事録などに加えて、きわめて詳細なキーパーソン・インタビュー調査を行ったことがあげられる。規範の内在化過程の分析においては、政策決定に携わったキーパーソンの認識を組み込むことが不可欠であると同時に、このような研究は史的な価値も付加されると評価できる。

本論文の分析を通じて、ニニッチ氏は自衛隊がジェンダー平等規範を導入し内在化していった要因を解明した。自衛隊が埋め込まれた構造としての、日本社会全般におけるジェンダー規範の受入れ方 (現地化) の変遷にも理論的分析を行いながら、自衛隊におけるジェンダー規範の導入を時系列的に分析したことには十分な意義が認められる。また時として、自衛隊は、日本社会におけるジェンダー規範の内在化水準を超えて、国際水準のジェンダー規範の借用を行うこともあった。自衛隊が参加する国際平和協力業務が増加し深化するなかで、自衛隊は、国連や大西洋条約機構 (NATO)、欧米先進諸国の軍隊からの模倣や社会化という現象もまた観察されたのである。ニニッチ氏はこれらに加えて、2000年代の履行状況分析のために、セクシャルハラスメント案件をめぐる言説分析を行っている。このように実証面においても、ニニッチ氏による本研究は優れた研究であると評価できる。

他方、審査においては、本論文についていくつかの残された課題も指摘された。第一に、新しく導入した分析概念をさらに分析の中に統合化していくことが求められる。第二に、本論文は、自衛隊におけるジェンダー規範導入の過程は複雑であるという前提に立つものの、理論部分で提示した諸要因についてほぼ支持する結果が出ている。確かに社会的な事象が複雑であるにしても、どの要因が一番重要であるのかについての考察もまた必要となろう。例えば、国際規範の重要性については、反実仮想によって国際規範の因果的な重要度を検討してみるなど、論理的な推論の試みもあってよかったのではないかと思われる。第三に、どのようなアクターがいかなる意図をもって行動したのかより明確に書かれた方が良好であろう。第四に、仮説の (限定的な) 一般化可能性という観点からも、他の先進諸国との対比が行われることが望ましいであろう。

最後に課題について述べたが、ニニッチ氏による博士学位請求論文は、一次資料が十分でない分野で、一からインタビュー等を駆使してデータを収集し、根気よく調べあげた重要な研究である。また外国人であるニニッチ氏がきわめて高度な日本運用能力を発揮して、資料収集を行い、分析を行ったことは高い評価に値する。理論部分や定性的な実証面でも、オリジナルの学術的貢献があり、優秀な論文である。

以上の理由により、審査委員は、本論文の著者である Slavica Nimčević 氏が博士 (政治学) の学位を授与されるのに十分な資格を有するものと判定する。

令和 3年 9月2日

審査委員 主査 教授 栗柄薫子
教授 増島 建
准教授 松村尚子